

【第4編】 環境行動指針(計画)

本編の環境行動指針(計画)は、平成22年3月発行「玉名市環境行動指針」について
市民及び事業所へのアンケートを実施し、その結果を分析、整理したもので、
市民と事業所に対してお願いする行動としてまとめています。

本指針で市民及び事業所にお願いしている行動項目については、
実施状況を1年に1回3月末を目途に「環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト」を
用いてチェックしていただき、4月30日までに、玉名市役所環境整備課(FAX: 0968-72-2052)に
送信ください。

なお、行政用は、環境基本計画(施策)をそのまま環境行動指針とし、取り組み自己チェックは、
市民、事業所と同様に、毎年度3月末を目途に実施することとします。(ただし、「施策の目標指標」の中の
『満足している市民の割合』については、一定の期間ごとにチェックすることとします。)

第1章 市民編

【行動1】

優れた自然、身近な自然の保全とふれあいの場の確保

- ①里山や山林（竹林）、川などの保全に努める。
- ②身のまわりの花や樹木などの緑を大切にする。 ※重点行動1



平成の名水百選「尾田の丸池」

美しい丸池を残すのは、私たちの責任です。

【行動2】

動植物と共にすめる環境の維持

- ①生き物の餌場や巣があるところにはなるべく近づかない。
- ②特定外来生物（ブラックバス、ブルーギル、ブラジルチドメグサなど本来その地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物）を飼育したり、栽培したりしない。
※特定外来生物を野外に放たない。

【行動3】

豊かな湧水の保全と適正利用 ※主に湧水池周辺の住民の方

- ①湧水池周辺の定期的な清掃美化に協力する。
- ②湧水池の由来や地域とのかかわりを後世に伝える。

【行動4】

菊池川等の河川と有明海の水質保全 ※重点行動2

- ①公共下水道や農業集落排水へ接続し、これらが普及していない地域では、合併処理浄化槽を設置する。
- ②浄化槽の法定検査や、保守点検、清掃を委託し、適正な定期的管理に努める。
- ③調理くずや天ぷら油を排水に流さない。
- ④天ぷら油は、石けんや燃料化などに再利用するための回収に協力する。
- ⑤合成洗剤の使用を控える工夫をする。

【行動5】

ごみの適正処理の推進 ※重点行動3

- ①ごみの減量化に努める。
- ②ごみ収集に関するルール（分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など）を守る。
- ③不法投棄は絶対にしない。（たばこや空き缶等のポイ捨てもしない）

名水百選

1985年（昭和60年）3月に環境庁（現・環境省）が選定した全国各地の「名水」とされる100か所の湧水・河川（用水）・地下水です。その後、平成20年に新たに「平成の名水百選」も選定されました。

名水百選における「名水」とは、「保全状況が良好」で「地域住民等による保全活動がある」ということで、熊本は全国最多の登録数となっています。

- ④ 廃家電製品は販売店等に適切に処理を委託する。
- ⑤ ごみの屋外焼却をしない。

【行動6】 資源を大切にする

- ① ごみ収集に関するルール(分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など)を守る。 ※再掲
- ② レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを利用する。
- ③ 無駄なものは買わない、再使用する等、ものを大切にして、ごみを減らす。
- ④ 古紙100%のトイレットペーパーやエコマーク製品等の環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入・使用する。
- ⑤ 節水行動の習慣化を図る。
 - ・ 雨水をためて庭の水やり等に使用
 - ・ バケツを利用した洗車
 - ・ 水を流したままの歯磨きやシャワー禁止



コンテナ回収

分ければ資源、混ぜればごみ。
コンテナ回収を玉名市全域で展開し、
資源を有効に使用しましょう。

【行動7】 地球環境問題への対応(温暖化対策・生活習慣の改善)

- ① 太陽光発電などのクリーンエネルギーを積極的に利用する。
- ② 家電製品買い替え時には、LED照明への取り換えや省エネ型エアコンの採用など、省エネ型を購入する。
- ③ 省エネ生活を実践する。
 - ・ 見ていないテレビや照明など家電製品はこまめに電源を切る。
 - ・ 暖房、冷房は控えめに使用する。
 - ・ 出かける際は、家電製品の主電源を切り、待機電力の消費を抑える。
 - ・ 家にいる時は、家族がなるべく同じ部屋で過ごす。
- ④ 低燃費車の購入、使用を心がける。
- ⑤ アイドリングや急加速をしない等、エコドライブを徹底する。

【行動8】 環境保全活動への自主的な取り組みの推進

- ① 環境活動や環境に関する学習、教育、講座、美化活動に積極的に参加、協力する。
- ② ペットのふんはきちんと持ち帰る。
- ③ 土地所有者は空き地等を適切に管理する。

コンテナ回収・廃品回収

再生可能な資源となる廃品は、紙類やビン・缶などがありますが、市民活動による回収が原点で事業者の積極的な参加も望まれます。最近では、廃食油(廃天ぷら油)の回収も広がりを見せつつあります。

第2章 事業所編

事業所の基本的行動は、市民と同じです。そこで、事業所の皆さんは、市民編に加え、事業所が配慮すべき行動を整理した本事業所編の行動も実践いただきますようお願いいたします。



のり

有明海では、海苔の生産も盛んで、美しく美味しい海苔をたくさん生産し出荷しています。

【行動1】

地下水の保全

- ①地下水の採水メーターを設置して使用量を管理し、適切な使用に努める。

【行動2】

届け出や基準の遵守 ※重点行動1

- ①ばい煙発生施設や騒音、振動発生施設等について、必要な届け出や許可手続きを適切に行う。
- ②環境に関する基準を遵守する。

【行動3】

産業廃棄物の適正処理 ※重点行動2

- ①産業廃棄物は処理業者に委託する等して適正に処理する。
- ②空地、未利用地等への不法投棄を防止するため、所有地を適正に管理する。

【行動4】

環境に配慮した経営の推進

- ①環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）を構築、運用し、経営の合理化と環境保全の取り組みを計画的に実施する。

【行動5】

市民との協働による環境への取り組み ※重点行動3

- ①市民との協働、市民活動への協力等により地域社会の環境整備と保全を図る。

事業活動による環境負荷

事業活動からは、騒音・振動に加え、化石燃料や電気エネルギー使用によるCO₂等排気ガス、生産活動等による廃棄物、排水、化学物質使用等が環境負荷として考えられます。生産量を増加し、収入を増やしながらかれらを削減する環境効率性の向上を図る必要があります。

第3章 地球温暖化対策 地方公共団体実行計画 (区域施策編)

地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定するもので、「区域施策編」「事務事業編」の2つで構成されています。

実行計画(区域施策編)は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があるものです。したがって、本市には策定義務がありませんが、平成22年3月に発行した「玉名市環境行動指針」にその要素をいくつか含んでいますので、本環境基本計画策定にあたり整理して盛り込んだものです。本環境基本計画(環境基本計画基礎調査資料を含む)には、本市の地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の要素を含んでいます。

なお、全ての地方公共団体において策定義務のある実行計画(事務事業編)については、平成17年10月3日制定の「玉名市地球温暖化対策の推進に関する要綱」に基づき、平成20年3月「玉名市地球温暖化対策推進実行計画書」を策定し、平成24年度までの4年間で、平成18年度を基準にして-6%を目標に温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを行いましたが、期中において、東日本大震災の影響による発電にかかる二酸化炭素排出量原単位が急増したこともあり、結果の把握や比較が困難な状況となっています。

そこで、25年度以降当面の間は、平成20年3月の計画に沿って引き続き事務事業により排出される二酸化炭素の削減に向けた取り組みを継続しつつ、国や熊本県及び他の市町村の動向等を勘案して、しかるべき適切な時期に目標を変更することとします。

(1) 国の方針

平成9年(1997年)に京都議定書の採択を議長国としてリードした我が国は、地球温暖化対策の基幹をなす「地球温暖化対策の推進に関する法律」により温暖化対策を推進してきましたが、京都議定書第1約束期間終了後の第2約束期間については、平成23年(2011年)COP17で不参加を表明しました。

その後、平成25年3月15日付けで地球温暖化対策推進本部決定として当面の地球温暖化対策に関する方針が次のように発表されました。



玉名市の「空」

PM2.5や黄砂、CO₂濃度やオゾン層の破壊など、心配なことがたくさんあります。

グリーンオフィス

市役所もひとつの事業所です。事業活動により使用する電気エネルギーや化石燃料の消費量を削減したり、紙類を分別する等、グリーンオフィス活動を推進しています。

【当面の地球温暖化対策に関する方針】

平成25年3月15日

地球温暖化対策推進本部決定



草枕温泉全景

雲仙岳を望む眺望は、まさに絶景！
美しい山と海がそこにあります。

地球温暖化の影響

地球温暖化（気候変動）は、局的豪雨、大型台風の襲来、干ばつ、異常気象等、様々な形で私たちの日常生活に好ましくない影響を及ぼしています。誰が何時、どこでそれらの影響を受けるか分からない状況です。そして、これら地球規模の環境問題は、私たちの日常の生活のあり方が大きく関係しているといわれており、節電や省エネの取り組みが求められています。

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威である。地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、今後とも、環境と経済の両立を図りつつ、切れ目なく地球温暖化対策を推進する必要がある。第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）においても、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。

これを踏まえ、地球温暖化対策推進本部は、当面の地球温暖化対策に関する方針について、次のとおり決定する。

1. 平成25年度以降の地球温暖化対策に関する基本的方針

これまで我が国は、京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの6%削減目標に関し、京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定）に基づく取組を進めてきた。引き続き、個別の取組の検証は必要であるものの、6%削減目標は達成可能と見込まれている。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、同計画は本年度末を以て終了することとなるが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意に基づき、平成32年（2020年）までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととする。

まず、2020年までの削減目標については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）までに、25%削減目標をゼロベースで見直すこととする。その実現のための地球温暖化対策計画の策定に向けて、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に、関係審議会において地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策の検討を行う。この検討結果を踏まえて、地球温暖化対策推進本部において地球温暖化対策計画の案を作成し、閣議決定することとする。

また、地球温暖化対策計画の策定の法的根拠となる「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出し、その成立に万全を期することとする。



むつごろう

干潟に住む生物は豊かな種を誇り、生き生きとした姿は、多くの市民に親しまれています。

地球温暖化対策 国の取組み

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、方針や仕組みを定めています。国際的には、各国の事情により統一的な行動の合意に至るには、まだまだ時間のかかる状況ですが、私たちは、毎日の生活において出来ることから始めることが求められています。

II. 地球温暖化対策計画の検討方針

地球温暖化対策計画に位置付ける対策・施策については、京都議定書目標達成計画の実施及び進捗点検を通じて得られた知見を十分に活用しながら、エネルギー政策の検討状況を考慮しつつ、我が国の経済活性化にも資するものを目指す。その際、対策ごとの目標(対策評価指標)を設定するとともに、対策ごとの目標を達成するための施策を具体的に示すこととする。

特に、再生可能エネルギーや省エネルギーについては、東日本大震災以降、事業者及び国民による取組が拡大してきたことを踏まえ、これをさらに加速させ、我が国の技術と知恵を活用しながら、低炭素社会の創出にも資するよう、最大限の推進を図るものとする。

エネルギー起源二酸化炭素の各部門の対策については、「低炭素社会実行計画」に基づく事業者による自主的な取組に対する評価・検証等を進めるとともに、排出抑制等指針の策定・公表・運用を始めとする制度的対応や、各種の支援措置等を進めるものとする。

代替フロン等に関する対策を抜本的に強化し、フロン類の製造、製品への使用等を含むライフサイクル全体にわたる排出抑制対策を進める。

国際的に合意された新たなルールに則った森林等の吸収源対策や、バイオマス等の有効活用を積極的に推進する。

新たな削減目標の達成に向けた対策・施策については、定期的かつ定量的な評価を行うことにより厳格に進捗状況を点検するとともに、必要に応じ内容の見直しを行うこととする。

さらに、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間オフセット・クレジット制度を構築・実施していく。

併せて、地球温暖化についての観測・監視等の継続、科学的知見の収集、調査の実施及び温暖化問題の解決のための研究・技術開発、低炭素な地域づくりに向けた取組、低炭素社会の創出に向けた国民運動の展開等多様な政策手段を活用することにより、国民の関心と理解の増進や排出削減・吸収の取組の促進に一層努めるものとする。

また、今後避けることのできない地球温暖化の影響への適切な対処(適応)を計画的に進める。

さらに、全ての国が参加する2020年以降の将来枠組みについて2015年の合意を目指し、今後の国際的な議論に積極的に参画する。



市の鳥(しらさぎ)

優雅に飛翔する市の鳥「白鷺」の姿が、市内のいたるところで見られます。

地球温暖化対策 県の取組み

県は、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」を制定し、様々な施策を展開していますが、そのひとつに、「熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議」があります。これにより、県民総ぐるみで温暖化対策を推進しています。

Ⅲ. 新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針

地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする。

また、政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することとする。

(2) 熊本県の方針

熊本県は、第四次熊本県環境基本計画第2編第1章第1節の「地球温暖化対策の推進」に係る部分を、熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく「地球温暖化対策推進計画」及び、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」として位置付けています。

また、地球温暖化対策の推進に関しては、計画期間内で幅広く連携しながら取り組む必要がある政策課題である「特定課題」として位置付けています。

【第2編】全体計画

【第1章】温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

施策の方向性

- ・省エネ・省資源行動の促進、低公害車の普及やエコドライブ、自動車交通環境対策、新エネルギー導入促進、県・市町村における率先行動と地域活動の促進を図ります。
- ・森林による二酸化炭素吸収源対策として、間伐などの森林の適正な維持・管理、県産材の利用促進、様々な場での緑化を推進します。

第1節 地球温暖化対策の推進

① 温室効果ガス排出削減策の推進

施策の方向性

- ・温室効果ガスの排出削減のためには、具体的な削減目標を掲



市の木(小岱松)

庭園木や盆栽として名高い「小岱松」は「龍鱗千枚皮」といわれる重なり合う樹皮が特徴です。

地球温暖化対策 私たちの取り組み

本市は、環境基本計画を策定し、この中で、市民や事業者を実施いただきたい温暖化対策(行動)を具体的に示しています。また、実施状況も自己チェックしていただき、改善に努めていただくよう求めています。

げ、その目標を県民、事業者、環境団体、行政等が共有し、すべての主体が目指すべきものとして取り組んでいく必要があります。

＜温室効果ガス排出量の削減目標の設定＞

- ・1990年度を基準年度としていますが、短期目標2015年度、中期目標2020年度、長期目標2050年度のいずれも、国の削減目標及び森林吸収分の取扱等の決定を受けて設定することとしており、数値が示されていません。
- ・総合エネルギー計画平成24～32年度においては、全体の目標を「新エネルギーの導入促進と省エネルギーの取り組み強化により、県内の家庭の電力消費相当量(原油換算100万KL)を賄えるように県民総ぐるみで取り組みます。」としており、これが当面の数値目標と言えます。

(3) 玉名市の方針

地球温暖化問題は、温暖化や局地的豪雨、竜巻の発生や少雨など、今やどこに住んでいても、誰もが実感できるほど顕著な気象現象となっています。しかし、私たちの生活と地球温暖化の関係を認識することが難しく、その対策が十分とは言えない状況にあります。

また、全ての主体が自主的な行動をとることが求められることから、国や熊本県が示す方向性と同じくして地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を位置付けました。

なお、計画内容は「第6編 自己チェック」に示しています。

市民に求める計画内容は、環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト【市民・事業所用】の行動7、事業所に求める計画内容は、環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト【市民・事業所用】の行動7及び【事業所用】の行動4、行政が施策として展開するものは、環境基本計画(施策) 実施状況自己チェックリスト【行政用】の通しNo.23～25、28～31、64、69です。(P75～89参照)

施策の方向性

熊本県が示した「省エネ・省資源行動の促進、低公害車の普及やエコドライブ、自動車交通環境対策、新エネルギー導入促進、県・市町村における率先行動と地域活動の促進を図ります。」を支持し、それらの内容を本計画に盛り込みました。

また、温室効果ガスの排出削減のためには、すべての主体が

現状を認識して自主的に生活習慣の改善に取り組んでいく必要がありますので、市民や事業者に対して、本計画に沿った行動を本環境基本計画第4編 環境行動指針(計画)で求めています。

(4) 実行計画(区域施策編)策定マニュアル

本市の地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)」平成21年6月環境省を参考に策定しました。

この策定マニュアルは、都道府県、市区町村が「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく「区域の自然的社会的条件に応じた施策」を策定する際、策定の手法や策定の内容について参照することを目的に作成されたものです。

そして、実行計画(区域施策編)の策定義務が課せられていない市区町村では、担当者数が限られているなどの事情を考慮し、必ずしも温室効果ガス排出量の定量評価を必須としないなど、新実行計画(区域施策)として最低限具備すべき内容が明らかにされています。



市の花(肥後花しょうぶ)

5月下旬からの「花しょうぶまつり」の折には、高瀬裏川に6万本を超える花しょうぶが咲き誇ります。

(5) 策定マニュアルに示された構成と本計画における対応

実行計画(区域施策編)策定マニュアルには、計画の構成(イメージ)が参考として示されていますので、本市の実行計画における対応を項目別に記述します。

●印がマニュアル「計画の構成(イメージ)」の内容です。

その下の□内が、本市の計画における対応となっています。

●新実行計画(区域施策)策定の背景、意義

地域において問題意識を共有するため、地球温暖化の現状や国際、国内の動向、地域特性等を踏まえ、地域における地球温暖化対策に取り組む背景・意義を記載します。

【対応】

「(3) 玉名市の方針」に記述しました。

●温室効果ガス排出量の現況推計

新実行計画(区域施策)には、現状の温室効果ガス排出量を盛り込む必要があります。

現状の温室効果ガス排出量では、まず基準年と、データの入手

区域施策

行政等区域により異なる様々な事情があるにせよ、土地や空、川や海はつながっています。地球温暖化対策を推進する上では、施策の区域限定的な展開ではなく、区域を連携した施策の展開が望まれます。したがって、行政区に縛られない市民活動を展開する必要があります。

が可能な最新年の排出量を把握し記載します。

温室効果ガス排出量は、地域全体の総量だけではなく、部門別、温室効果ガスの種類別、排出起源別排出量もあわせて記載します。

更に、温室効果ガス排出量を算出する際に推計した、エネルギー消費量も、総量と部門別排出量を記載します。

【対応】

マニュアルP2-1「2. 温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計」には、「都道府県及び政令指定都市、中核市、特例市以外の市町村には、推計精度を高めることに過度な労力をかける必要はない」とあり、都道府県データからの按分法が示されています。そこで、別冊の玉名市環境基本計画基礎調査資料「3.10 温室効果ガス」において、人口及び総生産の按分値を記載しました。

●目標設定

新実行計画(区域施策)には、基準年と目標年を定め温室効果ガス排出量の削減目標を盛り込みます。

将来推計を行い、短期・中期・長期の削減目標を定めることを推奨します。

【対応】

国や県の目標と整合させるため、国や県の目標設定を待つて検討します。

目標達成に向け本計画に示した施策を展開するとともに、市民、事業所に対しても行動を喚起します。

●対策・施策の立案

法で定める施策分類に沿って、中期における「野心的かつ実行可能」な対策・施策を検討し記載します。

【対応】

施策は、玉名市総合計画に沿って策定した本環境基本計画第3編 環境基本計画(施策)と第4編 環境行動指針(計画)に具体的且つ多岐にわたって策定しました。

●計画立案・推進体制・進捗管理

新実行計画(区域施策)は、多くの関係者と調整しつつ策定・実施することとなりますので、庁内及び地域内の推進体制や進捗管理について記載します。



あめのゆみ古代米田植え

古代米の田植えは、古代と未来を苗でつなぐ現代の楽しい行事です。

世代間の連携

地球環境は数年、数十年単位で変わるものではなく、長い年月による影響を受けるものです。子や孫、更にはそのもつと未来も想像し、私たちが今出来ること、しなければならないことを実践しましょう。



あさひ有明海

さまざまな海産物の宝庫。
宝の海を宝のままで未来へ。

【対応】

平成22年3月に発行された「玉名市環境行動指針」は、作成に当たり、当時、事務局を玉名市役所に置き、市民や事業所によって構成された『玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」』で主に議論して策定しました。これに加え、第1次玉名市総合計画後期基本計画（平成24年度～28年度）を基にして本環境基本計画を策定しましたので、多くの関係者との調整の結果をもとに策定したものとなっています。

また、本計画は、アンケート調査や、パブリックコメントを実施して、いただいた意見等も参考にして策定しました。

市役所内の推進体制は、「玉名市地球温暖化対策推進実行計画書第6章 計画の推進と点検・評価等」に、玉名市域内の推進体制は、本計画「第5編 実施体制と役割及び宣言」に記載しました。

進捗管理は実施状況自己チェックリストを用いて、行政、市民、事業所がそれぞれ行いますが、結果の把握と取りまとめは、「エコの環たまな」の事務局が担当します。

地球温暖化「適応策」

生き残るために必要な要素は、「適応力」といわれています。

地球温暖化に対する適応策として、「適応力」をアップさせることが必要です。暑いから涼しい服装で働く「クールビズ」、寒いから暖かい服装で働く「ウォームビズ」、CO₂排出量削減のため化石燃料消費を抑えるような行動を意識して行う「省エネ・節電」等、様々な適応策（取り組み）があります。

これらに取り組むきっかけは、人によりまた様々ですが、燃料代や電気代の節約と想っていたことであっても、それが、温暖化対策にもなっていることを認識しましょう。

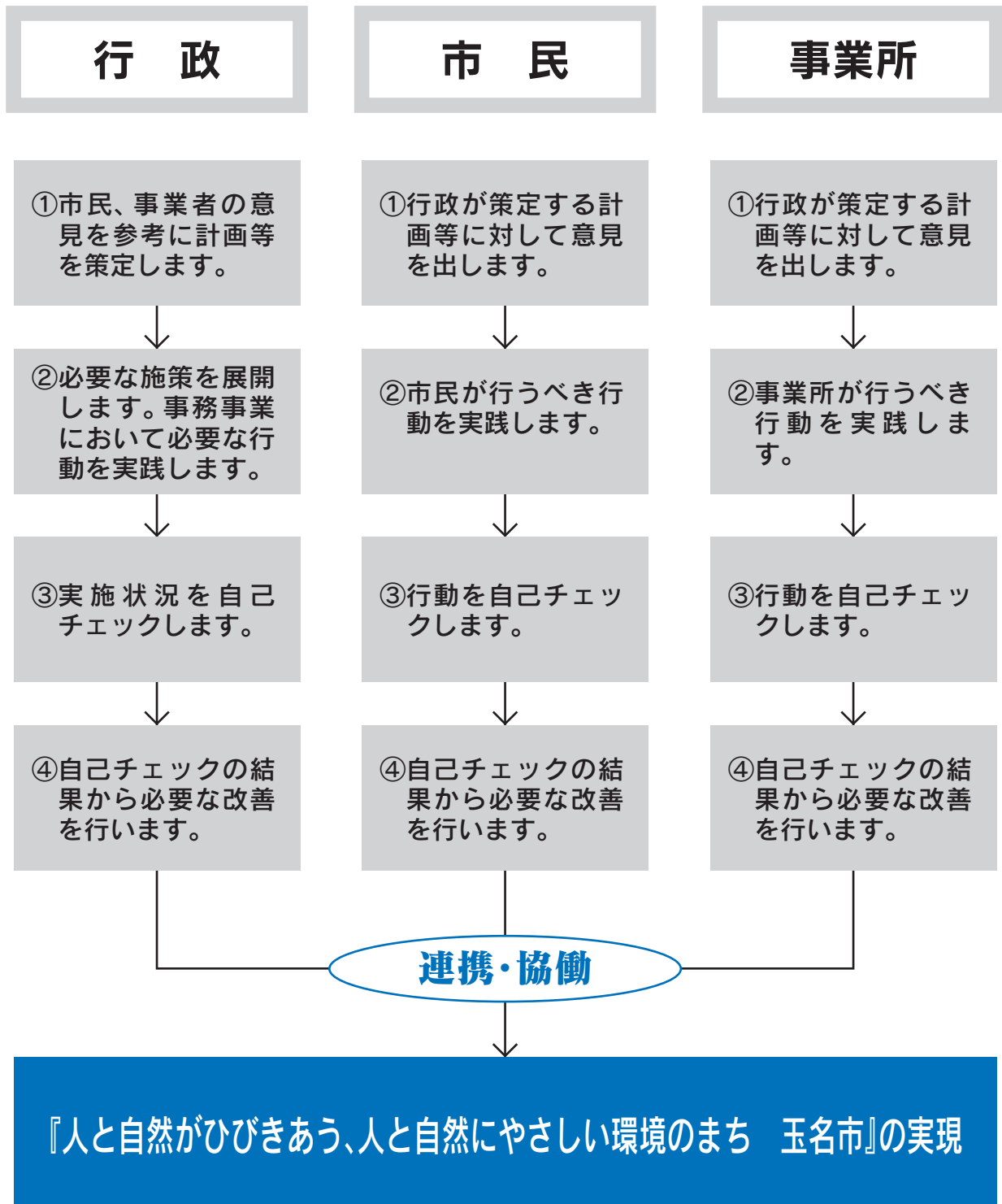
自分の得が社会の得になり、得して徳を積むことになります。

地球温暖化「適応策」に組み込み、「自分よし、社会よし、地球よし」の三方よしを目指しましょう。

【第5編】

実施体制と役割及び宣言

＜実施体制と役割及び宣言＞



宣 言

玉名市行政職員、玉名市民、玉名市事業所は、必要な行動を実践し、連携と協働により『人と自然がひびきあう、人と自然にやさしい環境のまち 玉名市』の実現を目指すことを宣言します。

【第6編】

自己チェック

記入に際してのお願い

1. みんなで楽しく頑張って、出来たかどうか判定しましょう。
2. 例えばペットがいないなど関係のない項目は、判定欄に「—」としてください。
3. 事業所も市民用の行動項目を一市民として判定してください。
4. 事業所は、市民用に続き「事業所用」も記入ください。※市民の方は事業所用は不要です。

環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト【市民・事業所用】

※氏名、電話番号、事業所名は記入いただかなくても結構です。

平成 年 月 日 ()

記入者氏名

電話番号

(事業所の場合) 事業所名

判定区分：○できた ・ △少しは出来たと思う ・ ×あまりできなかった

行 動 項 目		判 定 ○△×	備 考
行動1 優れた自然、身近な自然の保全とふれあいの場の確保	①里山や山林(竹林)、川などの保全に努める。		
	②身のまわりの花や樹木などの緑を大切にする。 ※重点行動1		
行動2 動植物と共にすめる環境の維持	①生き物の餌場や巣があるところにはなるべく近づかない。		
	②特定外来生物(ブラックバス、ブルーギル、ブラジルチドメグサなど本来その地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物)を飼育したり、栽培したりしない。 ※特定外来生物を野外に放たない。		
行動3 豊かな湧水の保全と適正利用 ※主に湧水池周辺の住民の方	①湧水池周辺の定期的な清掃美化に協力する。		
	②湧水池の由来や地域とのかかわりを後世に伝える。		
行動4 菊池川等の河川と有明海の水質保全 ※重点行動2	①公共下水道や農業集落排水へ接続し、これらが普及していない地域では、合併処理浄化槽を設置する。		
	②浄化槽の法定検査や、保守点検、清掃を委託し、		

行 動 項 目		判 定 ○△×	備 考
行動4 菊池川等の河川と有明海の水質保全 ※重点行動2	適正な定期的管理に努める。		
	③調理くずや天ぷら油を排水に流さない。		
	④天ぷら油は、石けんや燃料化などに再利用するための回収に協力する。		
	⑤合成洗剤の使用を控える工夫をする。		
行動5 ごみの適正処理の推進 ※重点行動3	①ごみの減量化に努める。		
	②ごみ収集に関するルール(分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など)を守る。		
	③不法投棄は絶対にしない。(たばこや空き缶等のポイ捨てもしない)		
	④廃家電製品は販売店等に適切に処理を委託する。		
	⑤ごみの屋外焼却をしない。		
行動6 資源を大切に作る	①ごみ収集に関するルール(分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など)を守る。 ※再掲		
	②レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを利用する。		
	③無駄なものは買わない、再使用する等、ものを大切にして、ごみを減らす。		
	④古紙100%のトイレットペーパーやエコマーク製品等の環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入・使用する。		
	⑤節水行動の習慣化を図る。 ・雨水をためて庭の水やり等に使用 ・バケツを利用した洗車 ・水を流したままの歯磨きやシャワー禁止		
行動7 地球環境問題への対応 (温暖化対策・生活習慣の改善)	①太陽光発電などのクリーンエネルギーを積極的に利用する。		
	②家電製品買い替え時には、LED照明への取り換えや省エネ型エアコンの採用など、省エネ型を購入する。		
	③省エネ生活を実践する。 ・見ていないテレビや照明など家電製品はこまめに電源を切る。 ・暖房、冷房は控えめに使用する。 ・出かける際は、家電製品の主電源を切り、待機電力の消費を抑える。 ・家にいる時は、家族がなるべく同じ部屋で過ごす。		
	④低燃費車の購入、使用を心がける。		
	⑤アイドリングや急加速をしない等、エコドライブを徹底する。		

行 動 項 目		判 定 ○△×	備 考
行動8 環境保全活動への自主的な取り組みの推進	①環境活動や環境に関する学習、教育、講座、美化活動に積極的に参加、協力する。		
	②ペットのふんはきちんと持ち帰る。		
	③土地所有者は空き地等を適切に管理する。		

※  は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に該当する項目です。

【お願い・お知らせ】

本取り組み状況自己チェックリストは、1年に1回3月末を目途に自己チェックを行い、玉名市役所環境整備課（FAX:0968-72-2052）に4月30日までに送信ください。

※事業所は事業所用も送信ください。

なお、自己チェックリストのとりまとめは、玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」事務局で行います。

その結果から、玉名市と「エコの環たまな」等で協議して必要に応じ行動項目を変更します。

※市民の方はここまでです。 ご協力ありがとうございました。

環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト【事業所用】

判定区分：○できた ・ △少しは出来たと思う ・ ×あまりできなかった

行 動 項 目		判 定 ○△×	備 考
行動1 地下水の保全	①地下水の採水メーターを設置して使用量を管理し、適切な使用に努める。		
行動2 届け出や基準の遵守	①ばい煙発生施設や騒音、振動発生施設等について、必要な届け出や許可手続きを適切に行う。		
※重点行動1	②環境に関する基準を遵守する。		
行動3 産業廃棄物の適正処理	①産業廃棄物は処理業者に委託する等して適正に処理する。		
※重点行動2	②空地、未利用地等への不法投棄を防止するため、所有地を適正に管理する。		
行動4 環境に配慮した経営の推進	①環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)を構築、運用し、経営の合理化と環境保全の取り組みを計画的に実施する。		
行動5 市民との協働による環境への取り組み	①市民との協働、市民活動への協力等により地域社会の環境整備と保全を図る。		
※重点行動3			

※ は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当する項目です。

【お願い・お知らせ】

本取り組み状況自己チェックリストは、1年に1回3月末を目途に自己チェックを行い、玉名市役所環境整備課(FAX:0968-72-2052)に4月30日までに送信ください。

※事業所は市民・事業所用も送信ください。

なお、自己チェックリストのとりまとめは、玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」事務局で行います。

その結果から、玉名市と「エコの環たまな」等で協議して必要に応じ行動項目を変更します。

※ご協力ありがとうございました。 今後もよろしくお願いします。



タマにゃん

環境基本計画(施策) 実施状況自己チェックリスト【行政用】

判定区分：○できた ・ △少しは出来たと思う ・ ×あまりできなかった

No.	施策名	通し No.	目 標 指 標
1	第1章 便利で快適なまちづくり (1)魅力ある住環境の整備	1	満足している市民の割合
		2	(2)公営住宅の整備 ・『玉名市公営住宅等長寿命化計画』に沿った計画の実施件数
		3	(2)公営住宅の整備 ・省エネ化、創エネ化等の件数
2	第1章 便利で快適なまちづくり (2)公園・緑地等の整備	4	満足している市民の割合
		5	(1)公園・緑地の整備 ・公園や緑地などの整備計画(再整備計画含む)策定状況と整備状況
		6	(1)公園・緑地の整備 ・住民に管理をお願いする公園の数と活動の支援状況
		7	(2)「花の都 玉名」づくりの推進 ※重点施策1 ・住民に管理をお願いする「花の都 玉名」づくりを展開する特定の場所の数と活動の支援状況
3	第1章 便利で快適なまちづくり (3)まちなみの景観形成	8	満足している市民の割合
		9	(1)都市景観の形成 ・景観形成基準の設定及び検討状況
		10	(3)「美しい景観都市 玉名」の実現 ・行政とまちづくり団体の連携状況
		11	(3)「美しい景観都市 玉名」の実現 ・市民意識の高揚のための行動実践状況
4	第2章 人と自然にやさしい環境の まちづくり (1)自然環境の保全	12	満足している市民の割合
		13	(1)地下水の保全 ・県と連携した地下水採取量調査や地下水定期モニタリング水質検査を実施した実績
		14	(2)河川環境の保全 ※重点施策2 ・廃油石けん作り支援状況
		15	(2)河川環境の保全 ※重点施策2 ・回収した廃食油の量の把握
		16	(4)「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進 ・様々な公害に対する情報把握に努め、苦情などの処理に迅速に対応した記録
		17	(4)「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進 ・市民一人ひとりの環境美化に対する意識を高めるための環境基本条例(仮称)の制定検討状況

[illegible]

No.	施策名	通し No.	目 標 指 標
4	第2章 人と自然にやさしい環境のまちづくり (1) 自然環境の保全	18	(4)「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進 ・「環境の先進地、環境立都 玉名」のインターネットなどメディアを通じた全国への情報発信状況
5	第2章 人と自然にやさしい環境の まちづくり (2) 環境保全への意識啓発	19	満足している市民の割合
		20	(1) 環境保全活動の意識啓発の推進 ・地域や学校への環境学習の出前講座実施状況
		21	(1) 環境保全活動の意識啓発の推進 ・家庭などにおけるグリーン購入やリサイクル活動の推進状況
		22	(1) 環境保全活動の意識啓発の推進 ・保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習やリサイクル活動、環境美化活動の推進状況
		23	(1) 環境保全活動の意識啓発の推進 ・ISO14001やエコアクション21などの意識啓発推進状況
		24	(2) 環境保全活動の支援 ・ホームページなどの情報サービス機能を活用した市民グループやNPOなどの環境保全推進団体の活動実績の紹介状況
		25	(2) 環境保全活動の支援 ・団体の新規結成や既存団体の活動支援状況
		26	(2) 環境保全活動の支援 ・広報紙などによる活動状況の定期的な周知状況
6	第2章 人と自然にやさしい環境の まちづくり (3) 新エネルギーの導入	27	満足している市民の割合
		28	(1) 新エネルギー導入の推進 ※重点施策3 ・太陽光発電設置支援世帯数
		29	(1) 新エネルギー導入の推進 ※重点施策3 ・公共施設整備の新エネルギーの導入検討状況
		30	(2) 省エネルギーの推進 ※重点施策3+ ・公用車の買い替えの際のハイブリッド自動車などの導入状況
		31	(2) 省エネルギーの推進 ※重点施策3+ ・公共施設の省エネルギー化の検討状況
		32	(2) 省エネルギーの推進 ※重点施策3+ ・公共施設で使用する電気エネルギーの経済的調達方法の検討状況
7	第2章 人と自然にやさしい環境の まちづくり (4) 上水道・下水道の整備 促進	33	満足している市民の割合
		34	(1) 上水道などの整備 ・老朽化した施設や配水管更新の計画的推進状況
		35	(1) 上水道などの整備 ・運転管理や維持管理体制の効率化の状況
		36	(1) 上水道などの整備 ・配水池やポンプ室などの基幹構造物や管路の耐震補強や更新の状況
		37	(1) 上水道などの整備

[illegible]

No.	施策名	通し No.	目 標 指 標
7	第2章 人と自然にやさしい環境の まちづくり (4) 上水道・下水道の整備 促進	37	・災害時の応急給水拠点を整備するための『拠点設置計画』などの策定状況
		38	(1) 上水道などの整備 ・簡易水道事業の統合計画書に基づく施設や配水管の更新状況
		39	(2) 下水道などの整備 ・公共下水道事業の平成28年度の処理区域内人口33,400人目標達成に向けた実施状況
		40	(2) 下水道などの整備 ・計画区域内の認可拡張状況
		41	(2) 下水道などの整備 ・要望の高い未整備地区の新規着手状況
		42	(2) 下水道などの整備 ・玉名市浄化センターの機械や電気設備の改築と施設の長寿命化状況
		43	(2) 下水道などの整備 ・補助制度を活用した建設投資や維持管理の一層の効率化状況
		44	(2) 下水道などの整備 ・新幹線新玉名駅周辺の汚水整備計画の適切な推進状況
		45	(2) 下水道などの整備 ・立願寺の雨水対策の検討状況
		46	(2) 下水道などの整備 ・浄化槽の設置者に対しての設置費補助金の交付や、市町村設置型の整備及び、既存浄化槽の点検や維持管理について、管理会社等関係者と協働した啓発活動状況
		47	(2) 下水道などの整備 ・横島地区の農業集落排水事業の改修計画立案状況
8	第2章 人と自然にやさしい環境のまちづくり (5) 安心安全なまちづくり	48	満足している市民の割合
		49	(2) 治水の強化 ・河川改修の推進状況
9	第2章 人と自然にやさしい環境の まちづくり (6) ごみ・し尿処理と再資源化の推進	50	満足している市民の割合
		51	(1) ごみ分別収集の推進及び (2) 循環型社会システムの構築 ・ごみ分別の徹底と3Rの取り組みを推進するための広報紙や本市のホームページなどにおける啓発状況
		52	(1) ごみ分別収集の推進及び (2) 循環型社会システムの構築 ・資源ごみの回収のためのコンテナ回収モデル地区の拡大状況
		53	(3) 不法投棄の監視強化 ・関係機関との連携パトロールの状況
		54	(その他) ・市民団体やグループの結成、既成団体の育成に対する支援状況
		55	(その他) ・し尿処理における下水道投入施設の適正な運用状況

No.	施策名	通し No.	目 標 指 標
10	第3章 人をはぐくむまちづくり (1)学校教育の充実	56	満足している市民の割合
		57	(2)生きる力を身につける教育の推進 ※重点施策5 ・環境教育に体験学習を実践に取り入れたり、そこで学んだことを学校生活や家庭生活に活かしたりした状況
11	第3章 人をはぐくむまちづくり (2)社会教育の充実	58	満足している市民の割合
		59	(1)生涯学習の推進 ※重点施策6 ・地域に根ざした公民館活動の振興状況
		60	(1)生涯学習の推進 ※重点施策6 ・支館の個性や独創性を生かした計画づくり実施状況
		61	(1)生涯学習の推進 ※重点施策6 ・環境に関する多様な学習機会創設状況
12	第4章 活力とにぎわいのある産業 のまちづくり (1)農林業の振興	62	満足している市民の割合
		63	(2)農産物の振興 ・「くまもとグリーン農業の実現」 農家や農業団体などの積極的な参加を促し、化学肥料や農薬の低減と堆肥などの有機質の活用による環境にやさしい農業を推進している状況(生産力の向上と環境保全を両立させ、持続可能な環境保全型農業への転換を推進している状況)
		64	(8)森林の多面的活用と整備 ・不正な林地開発行為の防止状況
13	第4章 活力とにぎわいのある産業 のまちづくり (2)水産業の振興	65	満足している市民の割合
		66	(2)漁場環境の保全 ・安全で安心な水産物の提供ができる漁場環境の保全や水産資源の回復等の推進状況
14	第4章 活力とにぎわいのある産業 のまちづくり (3)製造業・工業の振興	67	満足している市民の割合
		68	(1)新規企業の誘致 ※重点施策8 ・優良企業誘致に際して、企業経営に関する環境法規、本市条例等遵守及び本計画の推進について理解と協力を求めた状況(協定等締結状況)
		69	(2)地場企業・起業家の支援 ・地場企業の環境経営を促進するための環境経営システムの導入支援状況
15	第4章 活力とにぎわいのある産業 のまちづくり (4)商業の振興	70	満足している市民の割合
		71	(2)商業活性化の推進 ※重点施策9 ・統一感のあるまちなみの形成、沿道緑化、街灯整備、ファサードなどの整備状況
16	第5章 いきいきと暮らせる福祉の まちづくり 大学を活かしたまちづくり	72	満足している市民の割合
		73	(3)交流事業の推進 ・本市及び玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」と九州看護福祉大学、学生及び市民との連携活動の状況

判定 ○△×	評価・状況説明等（判定日付・担当課・職員名）

No.	施策名	通し No.	目 標 指 標
17	第6章 みんなで進める協働のま ちづくり 協働のまちづくり	74	満足している市民の割合
		75	(1) 市民協働の推進 ※重点施策11 ・市民と行政との協働を進めるための環境や仕組みづくりの状況
		76	(1) 市民協働の推進 ※重点施策11 ・市民と市長との意見交換を行う場を確保した実績
		77	(2) 市民公益活動の支援 ・団体等の活動やコミュニティづくりの支援の状況

※ は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当する項目です。

判 定 ○△×	評価・状況説明等（判定日付・担当課・職員名）



むすび

今や環境問題は、温暖化による異常気象など深刻な状況を呈しており、水不足や資源の枯渇、エネルギー問題と相まって地球規模の問題となってきました。

地域におけるごみ処理や騒音、振動などの環境問題も、より改善されたものとするため、市民と事業者、行政が一体となった取り組みが、引き続き求められています。

現代におけるこれら環境問題への取り組みにおいては、地球規模と地域規模の関係を認識することが肝要であり、日常の生活や事業活動の習慣を改善することが、解決策のひとつといえます。

つまり、より良い地域環境のみならず、地球環境も私たち自身が日常においてつくり出していくという認識です。

本計画は、立案から取り組み状況の自己チェックに至るまで、玉名市を代表する環境団体の理解と協力をいただき策定しましたが、その根底には「より良い環境は、私たち自身がつくり出していく」という考えがあったからです。

市民、事業者の一層の理解と本計画の実践に期待します。

玉名市環境基本計画

平成26年3月発行

編集・発行／玉名市 市民生活部 環境整備課

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

TEL : 0968-75-1118

FAX : 0968-72-2052

E-mail : kankyo@city.tamana.lg.jp



玉名市